

令和8年度水産物輸出拡大事業委託業務仕様

第1 業務の主旨

本業務は、「国内外の商社、卸売業者及び海外量販店等」（以下「国内外商社等」という。）との商談機会の創出や海外量販店等での高知フェア等の開催により、新たな輸出ルートを開拓し、養殖魚を中心とする高知県産水産物の輸出拡大を図ることを目的として、以下の業務を実施する。

第2 業務内容

1 国内外商社等の産地招へいによる商談機会の創出

国内外商社等を高知県内の産地に招へいし、漁場や水産加工施設の視察、県内事業者との商談を以下のとおり実施すること。

(1) 訪問先

訪問先の選定は、県と協議のうえ決定すること。

(2) 実施時期及び期間

具体的な日程は、県と協議のうえ決定すること。なお、悪天候等により予定日に実施できない場合は、県と協議のうえ日程等の再調整を行うこと。

(3) 実施回数及び参加者数（国内外の商社等）

実施回数：6回以上（1回あたり1社）

(4) 参加者（国内外商社等）の決定

以下の内容を満たしている国内外商社等について、県と協議のうえ決定すること。

ア 県産水産物の仕入れに意欲的であること

イ 仕入れの決定権をもっている者が参加すること

ウ アンケート調査に協力できること

(5) 産地との調整

県内水産事業者（以下「県内事業者」という。）や国内外商社等の希望や状況を考慮し、県に行程等を提案すること。最終的な訪問先は、県と協議のうえ決定すること。

(6) 実施内容

産地招へいの実施に際し、下記の内容を実施すること。

ア 参加者（国内外商社等）の旅行手配（航空機、宿泊先）、視察の移動手段の確保、懇親会・商談会場の確保等、産地見学にかかる各種手配を行うこと。

イ 参加者、訪問先の県内事業者、訪問場所、スケジュール等を整理した資料を作成し、事前に県に提出するとともに参加者、訪問先の県内事業者へ配布すること。

ウ 参加者の産地に対する関心を高めるとともに、円滑に運営できるよう工夫す

ること。

(7) 参加者の経費等

参加者の旅費等（交通経費、宿泊費、訪問先での試食費、行程中の食費、見学に要する経費等）は、受託者が負担すること。

(8) 実施後の調査

受託者は、参加者に対して、取引の可能性のある商品や産地招へいの感想等について聞き取り等を行い、産地招へい終了後1ヶ月以内、又は事業報告書提出までのいずれか早い期日までに県に提出すること。聞き取りする内容は、事前に、県に確認すること。

2 海外量販店等での高知フェアの開催

海外量販店等において、県産水産物を販売する高知フェアを以下のとおり実施すること。

(1) 実施回数及び期間

実施回数：6回以上（3カ国以上で実施すること）

実施期間：フェア1回あたり2週間以上実施すること

(2) 実施内容

フェアの実施に際して、下記の内容を実施すること。

ア 高知フェアの開催に向けて、実施店舗やスケジュール等を整理した実施計画を作成し、事前に県に提出すること。フェアの開催国や実施店舗等については、県と協議のうえ決定すること。

イ 高知フェアが円滑に実施できるよう、実施店舗や県内事業者と密に連絡を取り合い、調整を行うこと。

ウ 県産水産物の知名度向上に繋がるよう、より効果的な内容を検討すること。

エ 集客を図るため、ネット広告やチラシ配布等の効果的な広報を検討、実施すること。

オ その他フェアの実施に必要な事項を行うこと。

カ フェア終了後に商談状況などを聞き取り、開催による効果を把握するとともに、取引促進のフォローを行うこと。

(3) 実施状況の調査

フェア開催後、県内事業者及び海外量販店等にアンケート調査を行い、県内事業者の品目別の販売数量や金額、海外量販店等での商品の評価や売れ行きについて整理すること。また、その内容をまとめたものをフェア終了後1ヶ月以内又は事業報告書提出までのいずれか早い期日までに県に提出すること。

(4) 実施にかかる経費等

フェア開催にかかる食材費や輸送費は、国内外商社等の仕入れ（負担）によっ

て実施できるよう、受託者は国内外商社等に県内事業者の商品を提案し、実施すること。その他、フェア開催店舗の選定等にかかる費用は受託者が負担すること。

3 オンライン商談会の開催

国内外商社等とのオンライン商談会の開催により、新たな輸出ルートの開拓や販売拡大に繋げる。

(1) 実施回数

実施回数：5回以上（3カ国以上で実施すること）

商談社数：1回あたり1社以上

(2) 参加者（国内外商社等）の決定

以下の内容を満たしている国内外商社等の中から、県と協議のうえ決定すること。

ア 日本国内からの安定的な商流が構築できること

イ 県産水産物の仕入れに意欲的であること

ウ 仕入れの決定権をもっている者が参加すること

エ アンケート調査に協力できること

(3) 実施内容

オンライン商談会の実施に際して下記内容を実施すること。

ア 受託者は県と協議のうえ、オンライン商談会に参加する県内事業者及び国内外商社等を選定すること。

イ オンライン商談会が円滑に実施できるよう、県内事業者や国内外商社等と密に連絡を取り合い、調整を行うこと。

ウ 商談会の実施にあたり、受託者は必要となる資料や試食サンプルの輸送等の手配を円滑に実施すること。なお、試食サンプル費及び国内の輸送費は県内事業者が負担することとし、国内の納品場所や納品日時について、県内事業者及び国内外商社等と連絡調整すること。

エ 国内の納品場所から国内外商社等への納品にかかる輸送費や税関費用、保管料等については、受託者が負担すること。

オ 受託者は国内外商社等と調整し、国内外商社等の既存の物流ルートを活用するなど、商品の輸出を行うこと。なお、県内事業者が実施する必要がある輸出に係る手続きがある場合は、受託者は県内事業者の手続きを支援すること。

カ オンライン商談の実施に係るオンライン会議システムの URL は受託者が、県内事業者及び国内外商社等にメールにて開催日前日までに送付すること。

キ オンライン商談の実施においては、受託者は、県内事業者と国内外商社等の成約に繋がるように、オンライン商談の進行を行うこと。

ク 受託者は必要に応じて通訳を手配すること。また、通訳の手配に係る費用は受託者が負担すること。

ケ 商談会の実施計画の作成、県内事業者との調整、その他実施に必要な事項を行うこと。

(4) 実施状況の調査

受託者は、商談状況について整理し、商談終了後2週間以内に、県に報告すること。また、県内事業者及び国内外商社等に対して商談1ヶ月後の状況について聞き取りを行い、その内容を速やかに県に報告すること。

4 県内事業者へのアンケート調査

事業効果を把握するため、本事業に参加した県内事業者に対して、以下のとおりアンケート調査を実施すること。

(1) 調査内容

受託者は県内事業者へのアンケート調査を実施すること。アンケート調査は調査票において実施することとし、調査の内容は県と協議のうえ決定すること。

(2) 調査対象者

本事業に参加した県内事業者とする。

(3) 調査回数、時期

年1回（1月末を予定）実施すること。

(4) 調査結果の整理

アンケート結果は集計表に整理したうえで、調査票及び集計表を速やかに県に提出すること。

第3 実施体制

以下の点を踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

1 高知県内における情報収集体制

県内での産地情報の収集、県内事業者との連携等に必要な体制を構築すること。

第4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

第5 事業計画書

本事業の受託後、2週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

第6 事業進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況を翌月の10日までに県へ報告すること。また、県

産水産物等の輸出拡大や認知度向上のために必要なことについて提案等を行うこと。

第7 事業実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出すること。提出物は紙媒体1部及びデータとし、データはメディア（CD又はDVD）に記録のうえ、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウィルスチェックを行うこと。

1 全体業務について

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 実施した業務の一覧

2 国内外商社等の産地招へいによる商談機会の創出

- (1) 参加者の情報、訪問先、産地招へいの行程に関する情報を整理したもの
- (2) 産地招へい後の商談状況や成約状況等を整理したもの
- (3) 産地招へいの様子を撮影した画像データ等

3 海外量販店等での高知フェアの開催

- (1) 実施期間、実施店舗名、メニュー（使用食材、商品名、価格等）、注文数等の実施内容をとりまとめた資料
- (2) 告知内容及び効果がわかる資料
- (3) フェアの様子を撮影した画像データ等
- (4) フェア実施店舗へのアンケート調査結果及びその結果を整理したもの

4 オンライン商談会の開催

- (1) 実施日、参加者に関する情報等を整理したもの
- (2) 商談会の商談状況や成約状況等を整理したもの

5 県内事業者へのアンケート調査

- (1) アンケート調査の結果及びその結果を整理したもの

第8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる業務の主旨に沿い、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- 2 本委託業務で生じた制作物が他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。

- 3 各業務において、本仕様書により難い事情が発生した場合には、県と受託者が協議を行い、本業務の趣旨に沿った効果的な業務へ事業費を充当する。
- 4 やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- 5 県の求めに応じて各業務の進捗状況の報告を行うこと。
- 6 その他、本業務の実施に必要な事項は、県と受託者が協議のうえ定める。